

(仮称)射水市フットボールセンター整備に係る基本構想及び基本計画策定業務のプロポーザル実施について

(仮称)射水市フットボールセンター整備に係る基本構想及び基本計画策定業務を実施するに当たり、受託業者をプロポーザル形式により選定しますので、参加を希望される方は、次の要領により手続きを行ってください。

令和元年6月19日

射水市長 夏野元志



1 業務の概要

(1) 業務の名称

(仮称)射水市フットボールセンター整備に係る基本構想及び基本計画策定業務

(2) 業務の内容

別紙「業務仕様書(案)」による。なお、業務仕様書の内容は現時点のものであり、プロポーザルにより最優秀提案者が選定され、業務を受託する候補者(以下、「業務受託候補者」という。)との協議で変更する場合がある。

(3) 事業規模(契約上限額)

金9,658,000円(消費税、地方消費税を含む)ただし、令和元年10月1日に消費税率10%が適用されないこととなった場合は、減額の変更契約を締結する。

(4) 委託期間

契約締結日から令和元年12月20日(金)まで

(5) 事業予定地の概要

ア 施設名称、所在地及び敷地面積等

現時点で想定する本事業の予定地等は次のとおりである。

項目	内容
施設名称	(仮称)射水市フットボールセンター
所在地	射水市海竜町地内(富山新港東埋立地内) ※敷地は県から借用予定
敷地面積	約30,000㎡
用途地域及び地区の指定	市街化区域(準工業地域)
施設整備要件	ロングパイル人工芝グラウンド 2面(105m)

項目	内容
	×6.8m 夜間照明・防球ネット付 JFA公認 ピッチ)
	フットサルコート1面(40m×20m屋根付)
	クラブハウス(事務所、会議室、ロッカールーム、 トイレ等)、その他必要と思われる施設
	駐車場150台以上
主要構造	設計時に検討を行う。

2 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 参加表明書及び企画提案書の提出日において、射水市入札参加資格停止要領(平成18年射水市告示第174号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及び同法第2条第1項第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 プロポーザル実施スケジュール

令和元年6月19日(水)	事業者公募の公告
6月25日(火)	募集要項に係る質問書提出期限
7月2日(火)	募集要項に係る質問回答書送付・公表
7月5日(金)	参加表明書提出期限
7月16日(火)	企画提案書提出期限
7月中旬	審査、選定結果通知

4 実施要領等の配布

(1) 配布期間

公告の日から令和元年7月5日(金)まで(土、日曜日を除く)

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで

(3) 配布場所

射水市教育委員会生涯学習・スポーツ課

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

※射水市ホームページからもダウンロードもできます。

5 事前説明会及び質問の受付等

(1) 事前説明会

本プロポーザルに関する事前説明会は開催しない。

(2) 質問の受付期間

公告の日から令和元年6月25日(火)午後5時まで

(3) 質問の方法

質問票(様式1)に記載の上、本要項12に示す提出先まで持参、郵送、ファックス又は電子メールにより提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(4) 質問への回答

回答は、令和元年7月2日(火)までに質問書提出者にファックス、又は電子メールにより送付するとともに、市ホームページに掲載する。

※なお、募集要項以外に関する質問については、7月10日(水)まで受付し、7月11日(木)までに参加表明書を提出した事業者にはファックス、又は電子メールにより送付する。

6 参加申請

(1) 申請期間

公告の日から令和元年7月5日(金)午後5時まで(土、日曜日を除く)

(2) 申請方法

参加表明書(様式2)及び下記の提出書類を本要項12に示す提出先まで持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。)

(3) 提出書類

ア 参加表明書(様式2)

イ 提案者の業務(会社)概要(様式3)

ウ 履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のものであること。複写可とする。)

エ 直近1年間に係る財務諸表の写し(貸借対照表、損益計算書等経営実績がわかるもの)

オ 納税証明書(直近のもの)

(4) 提出部数

各1部

(5) その他

参加資格申請の結果については、後日通知する。

7 企画提案

(1) 提案期間

公告の日から令和元年7月16日(火)午後5時まで(土、日曜日を除く)

(2) 提案方法

企画提案書及び下記の提出書類を本要項12に示す提出先まで持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。)

(3) 提出書類

ア フットボールセンター整備に係る基本構想及び基本計画策定業務企画提案シート(以下、「企画提案シート」という。)(様式5)

様式4を表紙とし、必要事項を記入すること。併せて関連する資料も添付できるものとする。また、書類のサイズは原則A4版(縦長、長編とじ)とするが、A3版を含む場合は折り込んでA4版のサイズに統一すること。なお、提出に当たっては、一式をクリップで留め、20ページ以内とすること。

イ 参考見積書(任意様式)

本業務に係る必要な費用を算出し、内訳がわかるよう詳細に記載すること。なお、消費税率は10%として積算すること。

ウ 業務実施体制(様式6)

エ 業務工程表(任意様式)

(4) 提出部数

社名等を表示し押印したもの各1部(その他社名を表示しないもの各10部)

8 企画提案等の審査

(1) 審査

本プロポーザルへの参加事業者の提案内容を審査するため、有識者等で構成する選定組織を設置し審査を行う。

(2) 審査方法

審査は以下の評価内容に基づき総合的に判断し、最優秀提案者と優秀提案者を決定する。

なお、評価は採点方式とするが、得点が同点であった場合の判定は、下表の「企画提案の内容に関すること」の得点により決し、それでもなお同点の場合は、抽選

によることとする。

評価項目		評価基準	配点
企画提案の内容に関すること ・スポーツ振興 ・観光振興、交流人口拡大 ・周辺施設との連携 ・施設維持管理	目的達成のための企画力	行政にないノウハウや専門知識、創意工夫を凝らした提案になっているか。	20
	実現性	具体的な施設利用向上につながる納得度の高い提案や分析がなされているか。	20
	的確性	仕様書等の内容を踏まえ、明確かつ具体的な提案がされているか。	20
	提案条件の遵守	企画提案の内容に沿い、記入要領に則った提案書が作成されているか。	10
業務の実施体制に関すること	人員及び体制	本業務の遂行に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制であり、業務遂行に必要な人員が十分確保されているか。	5
	取り組み姿勢と意欲	本業務に対する取り組み姿勢が適切で、意欲があるか。	15
業務の対価に関すること	参考見積価格の妥当性	本業務の目的を達成するための業務の対価として妥当な価格により積算されているか。 なお、最低価格であるからという理由のみで業務受託候補者を決定しないものとする。	10

(3) プレゼンテーション

企画提案内容を説明するプレゼンテーションについて下記のとおり実施する。

ア 実施日時及び場所

参加事業者に改めて通知する。(7月中旬予定)

イ 実施方法

プレゼンテーション20分、質疑10分とする。

ウ 留意点

当日の説明は、提案書に記載した内容のみとし、それ以外説明は認めない。

(4) 審査結果の通知

選定委員会による審査結果を参加事業者にも文書で通知するとともに、本市のホームページ上で公表する予定である。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

9 審査後の手続き

(1) 契約、業務実施に向けた協議

審査による最優秀提案者を業務受託候補者として、本プロポーザルで提案された業務内容を基本に、契約及び業務実施に向け協議を行う。

(2) 優秀提案者の繰上げ

協議が整わない場合は、審査における優秀提案者を繰り上げ、その者を業務受託候補者として協議を行う。

(3) 契約の締結

業務受託候補者との協議により業務仕様が確定し次第、随意契約により当該業務の実施に係る契約を締結する。

10 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合（提出者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りでない。）
- (2) 虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為等があった場合
- (4) 複数の提案を行った場合
- (5) その他不正な行為があった場合
- (6) 契約上限額を超える提案をした場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに関する企画提案書の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、審査結果の公表に当たって本市が必要と認めるときには、企画提案書の全部又は一部を本市が使用できるものとする。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (5) 提案者が参加資格要件を満たさなくなった、または、本要項10の(2)から(5)までに該当することが契約締結後に発覚した場合は、当該契約を取り消すことができるものとする。
- (6) 参加申請書提出後の辞退については、辞退届（様式7）を提出する。

12 問合せ・提出先

射水市教育委員会生涯学習・スポーツ課

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

電話：(0766) 51-6637

ファックス：(0766) 51-6663

電子メールアドレス： sports@city.imizu.lg.jp